福岡県立図書館　逐次刊行物保存要領

１　目的

この要領は、新聞・雑誌等の逐次刊行物の適切な保存と効率的な書庫管理を目的とし、保存期間について必要な事項を定めるものである。

２　雑誌の保存期間

雑誌の保存期間は、次の各号に定めるところによる。

（１）永年保存

次のいずれかに該当する雑誌は永年保存とする。

ア　郷土雑誌

イ　分担保存雑誌（福岡県公共図書館等協議会雑誌分担保存協定による分担保存担当誌）

ウ　次号に掲げる以外の雑誌

（２）５年保存

時事情報、趣味に関する情報又は実用的な情報を主として掲載し、その情報の有用性が比較的短期間に失われるもの。

３　新聞の定義

新聞の保存期間を定めるにあたり、各種新聞の定義を以下のとおりとする。

（１）全国紙

全国を主たる対象地域とし、政治、経済、社会、文化その他の一般的な情報を掲載する新聞

（２）地方紙（ブロック紙）

都道府県その他の一定の広域地域を主たる対象地域とし、当該地域の政治、経済、社会、文化その他の一般的な情報を掲載する新聞

（３）地域紙

市町村その他の限定された地域を主たる対象地域とし、地域の出来事、生活、文化その他の情報を掲載する新聞

（４）スポーツ紙

スポーツに関する情報を主たる内容とし、芸能、娯楽その他の情報を併せて掲載する新聞

（５）専門紙

特定の業界、職業、宗教、学術分野その他の専門分野を主たる対象とし、当該分野に関する情報を掲載する新聞

（６）機関紙・団体紙

特定の機関、団体等が、その活動、事業その他の情報を構成員又は一般に提供することを主たる目的として発行する新聞

（７）海外新聞

日本国外で発行された新聞

（８）外国人紙

英語等日本語以外の言語で書かれた日本国内発行の新聞

４　新聞の保存期間

新聞の保存期間は、次の各号に定めるところによる。なお、複数の保存期間の基準に該当する場合は、より長い保存期間を適用する。

（１）永年保存

次のいずれかに該当する新聞は永年保存とする。

ア　郷土新聞

イ　分担保存新聞（福岡県公共図書館等協議会新聞分担保存協定による分担保存担当紙）

ウ　縮刷版、復刻版

エ　マイクロフィルム、CD-ROM・DVD 等にメディア変換されたもの

オ　明治、大正および昭和 20 年代以前に発行されたもの

カ　情報の希少性などから資料的価値の高いと認められるもの

（２）５年保存

前号に該当しない新聞のうち、次のいずれかに該当するものは、５年保存とする。

ア　全国紙

イ　機関紙・団体紙のうち政党が発行しているもの

ウ　スポーツ紙

ウ　海外新聞

エ　その他５年以上の利用が見込まれるもの

（３）３年保存

前二号に該当しない新聞のうち、次のいずれかに該当するものは、３年保存とする。

ア　地方紙

イ　専門紙

ウ　外国人紙

エ　その他３年以上の利用が見込まれるもの

（４）１年保存

前三号に該当しない新聞のうち、次のいずれかに該当するものは、１年保存とする。

ア　地域紙

イ　その他速報性の高い情報又は短期間の利用を主とするもの

５　不用の決定

次の各号のいずれかに該当するときは、不用の決定をすることができるものとする。（郷土資料、分担保存資料を除く）

（１）　受入停止から１０年経過し、国立国会図書館デジタルコレクションで利用可能な雑誌（国立国会図書館限定配信を除く）

（２）　受入停止から１０年経過し、欠号多数で国立国会図書館に所蔵がある雑誌

（３）　九州・山口県以外に所在する大学及び国公立の資料館・博物館等の研究紀要等で、国立国会図書館等が所蔵しているか、インターネット上で公開されているもの

（４）　縮刷版・復刻版・マイクロフィルム版がある新聞の原紙

（５）　保存年限を経過した逐次刊行物

6　その他

（１）　保存期間の起算は当該年の翌年の１月１日を起算日とする。

（２）　保存期間を経過した逐次刊行物は、各年の特別整理期間に廃棄手続を取るものとする。

（３）　保存期間の決定・変更、不用の判断については、資料選択会議で検討するものとする。

附　　則

この規程は、令和８年１０月１５日から適用する。